事例No.	1489
公表年度	R3
団体の属性	一部事務組合等
団体名	長崎県病院企業団

事例区分	公営企業

タグ	・病院事業 ・公共施設の集約化等 ・組織改革

事例種類	都道府県立病院と市町村立病院との間の再編・ネットワーク化

事例内容・タイトル

長崎県と５市１町で一部事務組合　「長崎県病院企業団」を設立して病院を再編した事例

出典

地方公営企業の
抜本的な改革等に係る
先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	長崎県と5市1町で一部事務組合 「長崎県病院企業団」を設立して病院を再編した事例
団体名	長崎県病院企業団

○団体及び事業の概要

病院・診療所名	長崎県精神医療センター	長崎県島原病院	長崎県五島中央病院	長崎県富江病院
行政区域内人口（人）	1,336,023			
行政区域内面積（㎢）	4,130.98			
事業開始年月日	昭和28年12月21日	昭和41年1月28日	昭和39年10月1日	昭和28年3月24日
経営形態	公営企業法全部適用	公営企業法全部適用	公営企業法全部適用	公営企業法全部適用
稼働病床数（病床種別）	139床 精神 139	254床 一般 250 感染 4	323床 一般 249 結核 10 精神 60 感染 4	55床 一般 55
許可病床数（病床種別）	139床 精神 139	254床 一般 250 感染 4	323床 一般 249 結核 10 精神 60 感染 4	55床 一般 55
診療科数	3	17	16	6
特殊診療機能（※2）	－	訓・ガ	ド・透・訓	透・訓
指定病院の状況（※3）	－	救・臨・が・感・災・地・輪	救・臨・感・へ・災・輪	救
看護配置	15：1	7：1	10：1	13：1
職員数(人)	173	424	388	76
経常収支比率（%）	113.1%	113.0%	111.7%	122.1%
医業収支比率（%）	85.1%	92.2%	77.6%	97.6%
病床利用率（許可病床）（%）	79.7%	70.2%	56.1%	97.3%

病院・診療所名	長崎県上五島病院	長崎県対馬病院	長崎県上対馬病院	長崎県壱岐病院
行政区域内人口（人）	1,336,023			
行政区域内面積（㎢）	4,130.98			
事業開始年月日	昭和35年11月8日	平成27年5月17日	昭和30年1月1日	昭和24年4月1日
経営形態	公営企業法全部適用	公営企業法全部適用	公営企業法全部適用	公営企業法全部適用
許可病床数（病床種別）	186床 一般 132 療養 50 感染 4	275床 一般 222 結核 4 精神 45 感染 4	60床 一般 60	228床 一般 120 療養 48 結核 6 精神 50 感染 4
稼働病床数（病床種別）	186床 一般 132 療養 50 感染 4	275床 一般 222 結核 4 精神 45 感染 4	60床 一般 60	228床 一般 120 療養 48 結核 6 精神 50 感染 4
診療科数	18	25	14	17
特殊診療機能（※2）	ド・透・未・訓	ド・透・未・訓・ガ	ド・透・訓	ド・透
指定病院の状況（※3）	救・臨・感・へ・災・輪	救・臨・感・へ・災・輪	救・へ・輪	救・感・災・輪
看護配置	10：1	10：1	10：1	10：1
職員数(人)	407	453	101	282
経常収支比率（%）	103.9%	84.5%	97.8%	112.7%
医業収支比率（%）	87.9%	99.9%	73.2%	85.9%
病床利用率（許可病床）（%）	76.0%	74.4%	53.7%	64.1%

1．取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

長崎県において、医師の確保が難しくなってきていることや離島における人口減少・高齢化などの厳しい医療環境に対応していくことが必要となった。

(2)検討を開始した契機・導入過程

①県立病院

平成18年2月に策定した「長崎県行財政改革プラン」のなかで、島原病院のあり方の検討が具体的な取り組み項目として掲げられたため、これまでの経営実績、地域の医療ニーズ及び県立病院としての役割などを踏まえ、島原病院のあり方を検討する必要が出てきた。

②離島医療圏組合病院

平成16年度に離島医療圏組合構成市町の合併が完了し、五島市、対馬市、新上五島町が誕生したことから、新市・新町における医療提供体制及びそのなかでの離島医療圏組合病院のあり方を検討する必要が出てきた。

③平成18年11月に外部有識者会議「県立及び離島医療圏組合病院あり方検討懇話会」を設置

④平成19年7月懇話会による8回の会議を経て、病院事業管理者及び離島医療圏組合会長(知事)へ報告書提出

⑤平成19年11月県立及び離島医療圏組合病院の基本方針を知事が発表

・県と島原地域、五島地域及び対馬地域の5市1町が共同体を形成して運営する。

・共同体は県立精神医療センター、県立島原病院及び離島医療圏組合の基幹病院をもって構成する。なお、離島医療圏組合については、経過措置として共同体設立後の一定期間は全病院をもって構成する。

・共同体の運営形態としては、地方公営企業法を全部適用した一部事務組合(企業団)とする。

⑥平成20年9月　県、市町の議決(離島医療圏組合解散、企業団規約)

⑦平成21年4月長崎県病院企業団設立

⑧平成22年11月に対馬地域新病院建設基本計画(案)を策定、住民説明会等を経て、平成23年3月に新病院(長崎県対馬病院)建設地を決定

⑨平成23年12月壱岐市長が市議会で企業団加入方針を表明

⑩平成27年4月「壱岐市民病院」が長崎県病院企業団に加入し、「長崎県壱岐病院」として開院

⑪平成27年5月「対馬いづはら病院」と「中対馬病院」を統合し、「長崎県対馬病院」として開院

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

①医療の地域偏在が最も極端な県の離島及び周辺部における継続性ある医療の確保と医療水準の維持向上→具体的には、医療資源の集約による効率的な医療の提供と医師、看護師など医療人材の有効活用を図る

②地方公営企業法の全部適用による効率的運営

③島原地域3市の参画

④本部組織の統合や共同事業等のスケールメリットの追求による経営基盤の強化

(2)効果

①企業団の設立により、ガバナンス体制の強化と一体的運営を推進

②企業団のスケールメリットを活かし、医薬品等の共同購入事業を実施し購入経費を削減

③資金を本部で一括運用することにより、運用利息の増収を確保

④企業団設立2年目で経常収支の黒字化を達成

⑤壱岐病院については企業団加入により県養成医の配置を実施

⑥「対馬いづはら病院」と「中対馬病院」の統合により経費削減と医師や看護師等不足を緩和

3．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

病院の運営体制の変更や統合には病院職員の理解を得ることはもとより、地元の市町や住民の理解も得る必要があり、企業長自らが強いリーダーシップを持って取り組む必要がある。病院経営の経験がない企業長では難しく、国立病院の院長経験のある、経営感覚を持った医師を企業長として迎えられたことが改革を実施できた要因と考えられる。

(2)今後の課題等
企業団設立後一旦は経常収支黒字化を達成したものの、離島地域の人口減少は歯止めがかからず。平成27年から令和元年度は再び経常収支赤字となった。令和2年度はコロナ対策の国や県からの補助金により経常収支は黒字となったものの、医業収支は悪化傾向にあり、更なる経費削減等に取り組む必要がある。

〇問合せ先

担当課	長崎県病院企業団本部		
TEL	095-825-2255	MAIL	honbu@nagasaki-hosp-agency.or.jp